

豊岡市特定空家等判断基準（案）

本基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき策定する豊岡市空家等対策計画の考え方を踏まえ、法第2条2項に規定する特定空家等（以下A～D）に該当するか否かの判断を客観的に行うために定めるものである。

- A) そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- B) 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- C) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- D) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態